

# マイナンバー

## 番号カードを活用

今回は、通知開始時の注意点や、マイナンバー取得時の利用目的の通知について解説させていただきます。

前回は、通知開始時の注意点や、マイナンバー取得時の利用目的の通知について解説させていただきます。

この本人確認の方法も厳格に決められており、そのマイナンバーの番号が正しい番号かどうかの確認「①番号確認」と、その手続きを行っている者がそのマイナンバーの正しい持ち主であることの確認「②身元確認」を行わなければならない。この①、②の2つを同時にやるのが「個人番号カード」です。

「個人番号カード」は、平成28年1月以降に発行されるカードで、表面に顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、口で受け取ります。裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

原則として「①番号確認」を「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

今年末の「①番号確認」は「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

生労働省（社会保障分野の個人番号利用事務実施者）からこれらの基準は公表されています。従って、①の社会保険分野における本人確認の仕方は原則通りの方となります。

さらにご注意ください。従業者が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知

マイナンバーの正しい持ち主であることの確認「②身元確認」を行わなければならない。この①、②の2つを同時にやるのが「個人番号カード」です。

「個人番号カード」は、平成28年1月以降に発行されるカードで、表面に顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、口で受け取ります。裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

原則として「①番号確認」を「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

今年末の「①番号確認」は「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

生労働省（社会保障分野の個人番号利用事務実施者）からこれらの基準は公表されています。従って、①の社会保険分野における本人確認の仕方は原則通りの方となります。

さらにご注意ください。従業者が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知

マイナンバーの正しい持ち主であることの確認「②身元確認」を行わなければならない。この①、②の2つを同時にやるのが「個人番号カード」です。

「個人番号カード」は、平成28年1月以降に発行されるカードで、表面に顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、口で受け取ります。裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

原則として「①番号確認」を「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

今年末の「①番号確認」は「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

生労働省（社会保障分野の個人番号利用事務実施者）からこれらの基準は公表されています。従って、①の社会保険分野における本人確認の仕方は原則通りの方となります。

さらにご注意ください。従業者が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知

# 厳格な本人確認方法

マイナンバーの正しい持ち主であることの確認「②身元確認」を行わなければならない。この①、②の2つを同時にやるのが「個人番号カード」です。

「個人番号カード」は、平成28年1月以降に発行されるカードで、表面に顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、口で受け取ります。裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

原則として「①番号確認」を「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

今年末の「①番号確認」は「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

生労働省（社会保障分野の個人番号利用事務実施者）からこれらの基準は公表されています。従って、①の社会保険分野における本人確認の仕方は原則通りの方となります。

さらにご注意ください。従業者が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知

マイナンバーの正しい持ち主であることの確認「②身元確認」を行わなければならない。この①、②の2つを同時にやるのが「個人番号カード」です。

「個人番号カード」は、平成28年1月以降に発行されるカードで、表面に顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載され、口で受け取ります。裏面にマイナンバーが記載されます。そのため、裏面で「①番号確認」、表面で「②身元確認」が行えるようになっています。

原則として「①番号確認」を「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

今年末の「①番号確認」は「通知カード」のみとなりそうです。それでは「運転免許証」や「パスポート」を持っていない場合などで行うようになってきます。もっとも、マイナンバーの記載は平成28年1月以降となっています。

生労働省（社会保障分野の個人番号利用事務実施者）からこれらの基準は公表されています。従って、①の社会保険分野における本人確認の仕方は原則通りの方となります。

さらにご注意ください。従業者が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知

さらにご注意ください。従業者が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知

■マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認		身元(実在)の確認	
通知カード	or	個人番号カード	+
住民票(番号付き)	or	運転免許証	or
パスポート			
※上記が困難な場合は、過去に本人確認の上で作成したファイルの確認		※上記が困難な場合は健康保険の被保険者証と年金手帳などの2以上の書類の提示	
		※雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない	

出典：内閣官庁・内閣府・特定個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省  
「マイナンバー-社会保障・税番号制度民間事業者の対応」(平成27年5月版)

野について国税庁(税分野の個人番号利用事務実施者)が「国税分野における番号法に基づき本人確認方法」を公表していますので、ここに書かれた例示に従って本人確認をすることが出来ます。

しかし、①社会保障分野については、平成27年7月14日現在、厚生労働省(社会保障分野の個人番号利用事務実施者)からこれらの基準は公表されています。従って、①の社会保険分野における本人確認の仕方は原則通りの方となります。

さらにご注意ください。従業者が配偶者である第3号被保険者に代わって提出する場合、代理人となるため、①代理権、②代理人の身元確認、③本人の番号確認の3つを確認する必要があります。また、対面での確認には「個人番号カード」「通知